

文化芸術基本計画(第1期)における主な基本的施策の例と 進捗状況を測るための指標イメージ(文化財関係) (たたき台案)

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針・平成27年5月22日閣議決定)及び文化政策部会における検討を踏まえ、今後5年間に講ずる以下のような施策等について検討を行う。

1. 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現(戦略1)

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術資源によるイノベーションを実現するため、以下のような施策を講ずる。

(主な基本的施策の例)

- 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。
- 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。
- 「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 地域の文化施設や歴史的建造物等を生かしたユニークベニユーの公開・活用の取組を、我が国へのMICE誘致や開催の魅力として位置付ける取組として支援する。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への発信等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子供たちが理解しやすいものとするにも留意する。

(進捗状況を測るための指標例)

- 歴史文化基本構想や保存活用計画の策定件数
- 文化遺産オンラインの登録件数
- 美術館・博物館の入館者数
- 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率(第4次基本方針の成果指標)

2. 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進(戦略2)

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るため、以下のような施策を講ずる。

(主な基本的施策の例)

- 人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。
- 我が国の優れた文化財を海外に広く紹介するため、海外の美術館・博物館と協力し、海外において日本古美術品の展覧会を開催することにより、文化財を通じた国際交流を推進する。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 97 号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。
- 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。

(進捗状況を測るための指標例)

- 文化遺産保存修復等の人材養成研修への海外からの参加者数

3. 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進(戦略3)

多彩で優れた文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える。高齢者や障害者、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、文化芸術による多様な価値観の形成を図り、地域における多様な文化芸術を振興するなど、地域の包摂的環境の推進を図るため、以下のような施策を講ずる。

(主な基本的施策の例)

- 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。(再掲)
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』(平成26年6月13日閣議決定)に基づく取組を推進する。

(進捗状況を測るための指標例)

- 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率(第4次基本方針の成果指標)(再掲)
- 地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整備など)(第4次基本方針の成果指標)(出典:文化に関する世論調査)

4. 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実(戦略4)

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図るため、以下のような施策を講じる。

(主な基本的施策の例)

- 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。
- 無形文化財や民俗文化財、文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文

化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。(再掲)

- 水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。
- 文化発信・交流の拠点として美術館や博物館、劇場、音楽堂等、大学の活動・内容を充実する。
- 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。
- 地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 美術館、博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善を進める。
- 古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画

については、引き続き修理を行い、新たに整備される施設において、適切な保存・活用に努める。

- 貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進するとともに、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。
- 東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備の促進に努める。
- 我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型等)のうち、学術的、歴史的、芸術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。
- 将来の芸術家、鑑賞者や、伝承者にもつながる子供や若者の「創造力」と「想像力」を豊かにするため、子供の発達段階に応じて、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。

(進捗状況を測るための指標例)

- 文化財の適切な修理の実施
- 文化財の防災・防犯対策の実施
- 歴史文化基本構想や保存活用計画の策定件数(再掲)
- 美術館・博物館の入館者数(再掲)
- 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率(第4次基本方針の成果指標)(再掲)

5. 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援(戦略5)

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材育成を支援するため、以下のような施策を講ずる。

(主な基本的施策の例)

- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化政策担当者等、幅広い人材の養成

及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。(再掲)
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。(再掲)
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。(再掲)

(進捗状況を測るための指標例)

- 美術館・博物館等の文化施設における専門的人材の配置状況